

令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ853,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	歳 入	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 412,099	千円 △31	千円 412,068
	1 預 金 利 子	404	△37	367
	3 雑 入	504	6	510
5 繰 入 金		17,594	422	18,016
	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,594	422	18,016
歳 入 合 計		852,641	391	853,032

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		千円 852,641	千円 391	千円 853,032
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	852,641	391	853,032
歳 出 合 計		852,641	391	853,032